

2020 年度

CO・OP 共済 地域ささえあい助成

～応募要項～

応募期間：2020 年 1 月 7 日（火）～1 月 31 日（金）

（当日消印有効）

CO・OP 共済は、「自分の掛金が誰かの役に立つ」という組合員どうしの助け合いの制度です。コープ共済連はCO・OP 共済を通じて豊かな社会づくりをめざしています。その活動の一環として、生協と地域のNPOやその他の団体が協同して地域のくらしを向上させる活動を支援します。全国の生協、NPO、その他の団体の皆さまからの多数のご応募をお待ちしております。

明日のくらし、ささえあう

CO・OP 共済



もくじ

1. 応募条件	・・・ 3
2. 対象となる活動のテーマ	・・・ 3
3. 対象となる団体	・・・ 3
4. 対象となる活動期間	・・・ 4
5. 助成額および対象となる費用について	・・・ 5
6. 選考の方法と基準	・・・ 5
7. 選考結果のお知らせ	・・・ 7
8. 個人情報の取り扱いについて	・・・ 7
9. 応募方法	・・・ 8

1. 応募条件

以下(1)および(2)の条件を満たす活動のみ応募できます。

- (1) 以下「2. 対象となる活動のテーマ」の①～③いずれかに該当すること
- (2) 生活協同組合とNPO・ボランティア団体等が協同した取り組みであること(⇒「3. 対象となる団体」を参照)

2. 対象となる活動のテーマ

① くらしを守り、くらしの困りごとの解決に資する

地域住民による高齢者等への生活支援のコーディネート、障がい者の就労支援、震災による避難者へのカウンセリングの取り組みなど

② 命を守り、その人らしい生き方ができるようにする

病気やケガで治療中の方やそのご家族への治療に専念できる環境の提供や、治療中における精神面でのサポートを通して生活の質の向上を目指す取り組み、病気の予防や早期発見を目的とする啓蒙活動など

③ 女性と子どもが生き生きする

子育てひろばの開設・運営、出産後の再就職や社会復帰を支援する取り組み、DV 被害者からの相談を受け付ける活動など

3. 対象となる活動期間

2020年4月1日～2021年3月31日の間に実施する活動が対象です。

助成が決定した場合、決定通知より前の期間に使用した費用についても助成金を充当することが可能です(精算には領収書の原本が必要となりますので、保管をお願いいたします)。

4. 対象となる団体

日本国内を主たる活動の場とする、下記すべてを満たす団体を対象とします(個人は対象となりません)。

- 生活協同組合、NPO法人、任意団体、市民団体(今後設立予定の団体でも構いません)
- 次の①、②いずれかを必須とします。
 - ① 生活協同組合以外の団体が応募する場合には、活動内容が「生活協同組合と協同して行うもの」である
※応募時点で生活協同組合が協同活動を行うことに同意し、具体的な役割等が決まっていることが必要です。
 - ② 生活協同組合が応募する場合には、「生活協同組合以外の団体と協同して行うもの」である



協同した取り組みとは、

受注委託の関係ではなく対等平等で企画を一緒に作り、ともに活動する関係がいいです。場所や食料の提供のみ、広報宣伝のみ、講師委託のみ、などの関係は協同に含みません。

※協同する生協・団体と活動内容を確認・合意の上、ご応募ください。

※「協同」についてご不明な場合は、日本生協連 地域・コミュニティ担当(03-5778-8135)までご相談ください。

※以下のような場合は対象となりません。

- ・前項「2. 対象となる活動のテーマ」のいずれにも合致しない活動(環境問題、動物保護等)
- ・生活協同組合同士の活動(100%子会社、生協から派生した団体も含む)
- ・生活協同組合単独もしくはNPO法人等の団体単独の活動
- ・生活協同組合が、対象となる活動期間中に「CO・OP共済 健康づくり支援企画」より助成を受ける活動(応募を予定している場合や、審査中の場合も含みます)
- ・生協の役割が、主に会議室等の場所や食料の提供のみの関係である場合
- ・生協が他団体の主催するイベントにブース出展するのみで、全体の企画への関与が乏しい場合

注)他の助成金を受けている活動でも、その用途が重複していない場合に限り、地域ささえあい助成にご応募いただけます。用途を重複して応募し、両方の応募が認められた場合には、どちらかを辞退いただきます。

5. 助成額および対象となる費用について

(1) 助成額について

助成額は、1つの活動について原則 100 万円を上限とします。

ただし、審査委員会が認めた活動に限り、それ以上の助成額になることがあります。

助成総額は最大 2,500 万円を予定しています。

(2) 助成の対象となる費用、対象とならない費用について

助成の対象となる費用	① 活動に直接関わる経費 (資材費、消耗品購入費、旅費交通費、印刷製本費など) ② 講師謝礼、指導料など (外部の有識者等を招く場合は、一人あたり3～5万円を目安とします。)
助成の対象とならない費用	① 飲食費、接待費、保険料、人件費 ※応募団体および協同する団体の職員に対する講師謝礼・指導料などの謝礼金も、人件費に該当するものとして助成対象外です。 ② 助成を受ける事業以外の運営に係る費用 ③ 営利を目的とする事業 ④ その他、審査委員会が不適切と判断したもの

応募用紙に記入の際は、各費目の合計額と、助成応募額の合計があっているか必ずご確認ください。助成決定後に記入ミスが判明した場合、決定された金額を変更することはできません。

(3) 減額について

審査委員会の判断により、応募内容より一部減額しての助成となる場合があります。

特に、活動の継続性を重視する観点から、家賃・光熱費・消耗品費等の、いわゆるランニングコストにあたる部分は減額する場合がございます。

6. 選考の方法と基準

選考は、外部有識者やコープ共済連関係者などで構成される審査委員会で決定します。同一団体に同一内容で複数回助成を行う場合は、3年を上限とします。また、審査委員会の判断により、一部減額での助成となる場合もあります。

選考にあたり、事務局からメール等にてヒアリングさせていただく場合がありますのでご協力ください。

(1) 審査基準について

応募条件について	1. 3つのテーマのいずれかに合致する活動である 2. 生協と地域の団体の協同による活動である…(2)を参照
----------	---

団体について	1. 活動目的が明確である 2. これまでの活動内容に一貫性がある
計画の実現性	1. 活動内容が具体的である 2. 参加する地域住民や団体関係者の目途が立っている 3. 活動場所が具体的に決まっている
対象者のニーズ	1. ニーズに基づく活動である
予算計画の妥当性	1. 資金の使用目的が明確である 2. 申請費用が妥当である 3. 助成の対象とならない費用が参入されていない
活動の発展性	1. 協同することで活動がどのように発展し、また地域へ影響するか 2. 過去に助成歴がある場合は、活動内容に発展性があるか ※複数回の継続助成は原則として3年を上限としています。 ※複数年にわたる活動についての申請があった場合も上記審査基準により複数年の審査を行います。

(2) 生協と他団体との協同について

1. 生協と生協から派生した組織の協同の場合	(a) 申請の活動が、従来の単独生協のつながりの範囲内である場合	助成不可とする。
	(b) 生協内の活動の範囲を生協から派生した組織と協同して実施している場合	先駆的活動である、または付帯事項として他団体との協同が見込める場合、助成可とする。
	(c) 生協関連が強い子会社との協同である場合	助成不可とする。
2. 協同団体が明記されているが、協同の程度が、場所や資材提供で便宜を図る程度の協力内容である場合 例) 生協の事務所などを活動場所として貸すだけ 生協が団体の主催するイベントにブース出展するだけ		助成不可とする。
3. 生協と関わりは深い組織が独立しており、一定地域のための活動となっていると判断できる場合		助成可とする。
4. 過去に当助成を受けている団体が前年度と同じ内容で申請をしてきた場合		活動に発展性が見られない場合は助成不可とする。
5. 単発のイベントでの協同で、イベント終了後の協同の深まりが見受けられない場合		総合的に判断するが、助成不可となる場合がある。
6. 単純な委託受注の関係である場合		助成不可とする。

※生協以外の団体が応募する場合は、生協の役割発揮が期待できるかを重視して選考を行います。そのため、応募用紙には活動におけるそれぞれの役割を具体的に記入いただくようお願いします。

7. 選考結果のお知らせ

(1) 選考結果

2020年6月上旬に全応募団体へメールと文書郵送にて通知します。

(2) 助成が決定した団体

- ① 助成を受けた団体名、活動名、活動内容、助成金額をコープ共済連のホームページなどで公表します。
- ② 助成金の交付は、2020年7月下旬を予定しています。
- ③ 応募用紙に記載いただいた活動内容・スケジュール、審査結果に基づき活動を進めていただきます。
※活動の様子について訪問や取材をさせていただく場合があります。
- ④ 活動期間中は応募用紙に記載されたメールアドレス宛に連絡をします。登録されたアドレス以外からの問い合わせやご連絡は、受付間違い・返信漏れなどのミス防止のため、お控えください。
- ⑤ 助成団体の活動の事例報告や意見交換・交流を行う場として、「団体交流会」を年に1回、東西2会場で開催しています。助成を受ける団体の皆様には、できる限り、1団体1名以上にご参加いただきたいと考えております。日程につきましては、助成決定通知とともにご案内予定です。
※交流会では、活動事例報告をお願いする場合があります。
- ⑥ 活動終了後に所定の報告書と活動写真2、3点を提出していただきます。活動報告は、コープ共済連のホームページや冊子等に掲載し、ご紹介させていただきます。なお、期日までに報告書が提出されない場合、助成金を返金いただく場合があります。
※収支報告の際は、領収書原本を提出いただく必要があります。
- ⑦ その他、コープ共済連の社会貢献活動に関する広報活動にご協力いただく場合があります。

8. 個人情報の取り扱いについて

CO・OP共済地域ささえあい助成事業で取得する個人情報につきましては、助成団体決定の選考に必要な範囲で利用し、コープ共済連が責任をもって厳格に管理を行い、担当事務局および審査委員以外の第三者に提供することはありません。

9. 応募方法

(1) 応募要項、応募用紙の入手について

コープ共済連のホームページ(<http://coopkyosai.coop/about/csr/socialwelfare/2020.html>)よりダウンロードしてください。

※入手が難しい場合は、下記お問い合わせ先までメールかFAXにてご請求ください(ご請求の際には、団体名、郵便番号、住所、送り主の方の氏名、電話番号を明記してください)。

(2) ご提出いただく書類

応募要項をよくお読みいただき、以下の書類を事務局宛にご送付ください(メール、郵送のみ可)。応募団体へは事務局から書類受領通知をメールにて行います。2020年2月15日頃までに受領通知が届かない場合、お手数ですが事務局までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 応募用紙
- 定款(定款は応募団体がコープ共済連の会員生協である場合、ご提出は不要です。ご不明な場合はご相談ください)
- 見積書など(応募する費用の根拠となる資料)

※ご提出にあたり特にご留意いただきたい点

- ① メールまたは郵送でご提出ください。
- ② 応募書類を印刷する際は、必ず全て“A4サイズ用紙・縦向き・片面刷り”をお願いします。
- ③ 応募書類を綴じる際は、“ホチキス止めをしないで”クリップ止めにてお願いします。
- ④ 応募用紙以外の書類・パンフレットを提出いただく際は、“A4サイズ用紙に全て片面刷り”でご提出をお願いします。横向きの書面は縮小コピーするなどして縦向きにしてください。
- ⑤ 添付資料として、「見積書」「料金表」「カタログ」「購入予定のWEBサイトの画面を印刷したもの」など、費用の妥当性・金額の根拠を示す資料を必ず提出してください。購入するものがはっきり決まっていなくても、「何に使うものか」等、審査委員が具体的にイメージできる情報を記載し、金額の根拠を提出してください。提出がない場合、助成額が減額となったり、助成をお断りする場合があります。
- ⑥ FAX、持参による提出は受け付けておりません。

《応募書類提出先》

Eメール: contribution@coopkyosai.coop

郵送: 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13

コープ共済連 渉外・広報部 地域ささえあい助成事務局宛

(3) 応募期間

2020年1月7日(火)～1月31日(金) 当日消印有効

●お問い合わせ先●

日本コープ共済生活協同組合連合会

渉外・広報部 地域ささえあい助成事務局

TEL: 03-6836-1320 (平日 10:00～17:00 土日祝日除く)

FAX: 03-6836-1321

メール: contribution@coopkyosai.coop